ー心の故郷に戻るー

福島第一原発 立ち入り禁止区域の次世代へ

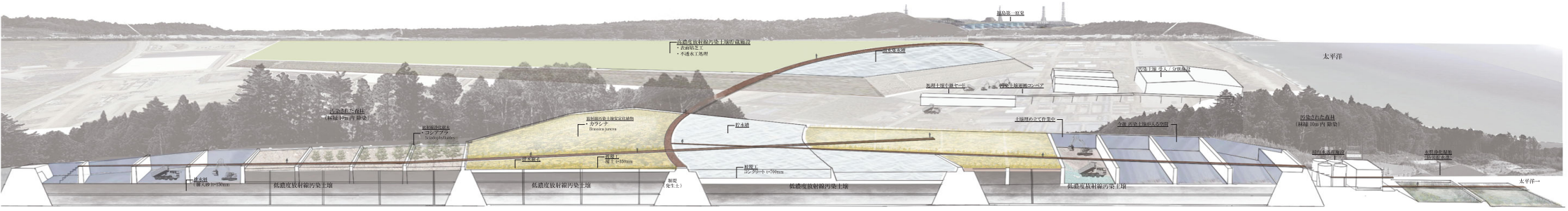

背景｜深刻な汚染土壌問題と国民の無知

2011年 東日本大震災による福島第一原発の事故で、広範囲で放射能汚染が発生。福島県の大部分で除染が行われ、過程で発生した汚染土壌（除去土壌）は、原発が位置する 大熊町・双葉町 に運ばれ、2045年まで保管された後、福島県外で処分される。しかし 国民の汚染土壌に対する理解は乏しく、このままでは、深刻な事故の記憶が風化し、時間と共に忘れられてしまう恐れがある。

Q：あなたは、除去土壌等※中間貯蔵開始後30年以内に福島県外において最終処分されると法律で定められていることをどの程度ご存知でしたか。（環境省 令和二年度 WEB アンケート）

※除染とは、生活する空間において受ける放射線の量を減らすために、放射性物質を取りのぞいたり、土で覆ったりすること。ここでは、放射性物質を取り除く除去を指す。

提案｜汚染土壌の処理過程を風景へ

現在、汚染土壌の貯蔵施設内で進行中の汚染土壌の浄化処理プロセスを、可視化し風景として見せるメモリアル空間を提案する。貯蔵施設に訪れた人々に放射能汚染や原発事故に対する理解を促し、過去の記憶を未来へ継承する場となる。

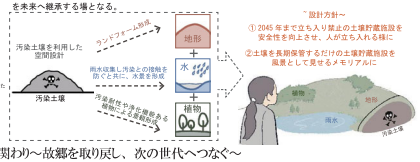

〝設計方針〜

① 2045年まで立ち入り禁止の土壌貯蔵施設を安全性を向上させ、人が立ち入れる様に

②土壌を長期保管するだけの土壌貯蔵施設を風景として見せるメモリアルに

敷地｜福島県 双葉郡 大熊町 中間貯蔵施設「大熊2・3工区」〜汚染土壌が運び込まれ、立ち入り禁止となった故郷〜

敷地と周辺状況
大熊町（居住区域指定）
大熊町（調査区域）
立ち入り禁止区域）
中間貯蔵施設
福島第一原発
大熊町役場
大熊町
双葉町
福島県
福島第一原発
中間貯蔵施設
大熊町
双葉町
福島県
福島第一原発
中間貯蔵施設
除染された土壌（焼却灰含む）
仮置き場
除染された土壌（焼却灰含む）
仮置き場
除染された土壌（焼却灰含む）
仮置き場